

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	43	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ①水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項の特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設のうち、地方税法施行規則附則で定める油水分離装置等 ②水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設又は同条第3項の指定地域特定施設を設置する工場又は事業場のし尿浄化槽のうち、地方税法施行規則附則で定める沈澱又は浮上装置 ・ 特例措置の内容 <ul style="list-style-type: none"> 対象施設を新設する場合、当該施設に係る固定資産税の課税標準について、課税標準となるべき価格に次の割合を乗じて得た額とする特例措置を2年間延長する。 <ul style="list-style-type: none"> （イ）大臣配分又は知事配分資産 1/3 （ロ）その他の資産 1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法附則第15条第2項第1号 同法施行令附則第11条第4項 同法施行規則附則第6条第9項 		
減収見込額	[初年度] ー (▲263)	[平年度] ー (▲1077)	(単位：百万円)
		ページ	43-1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>① 我が国が締結している「MARPOL 条約」において、締結国は、船舶からの油等の排出が禁止されるとともに、廃油の受入施設を確保するという義務が課せられており、これを受けた国内法である「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 号)においては、海洋環境を保全(汚水や廃油による汚染を防止)し、公害の防止を図るため、船舶からの油の排出を禁止するとともに、港湾管理者たる地方公共団体を廃油処理施設の最終的な整備主体として位置づけている。</p> <p>他方、同法では、一義的に廃油処理を行うこととなる港湾管理者以外の者(民間事業者)による廃油処理事業については、国土交通大臣の許可に係らしめており、これにより、民間活力を活用した効率的な船舶廃油処理施設の整備・維持を行いつつ、海洋環境保全の確実な実施を担保している。</p> <p>本特例措置により、廃油処理事業者による効率的な廃油処理能力の維持を促進することで、海洋環境の保全及び公害の防止(条約遵守及び法目的達成)を図る。</p> <p>また、自動車整備業は事業の性質上、汚水や廃油を生じるため、水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の汚濁を防止するための廃油処理装置等を設置する等の手段を講じているが、廃油処理装置等の設置事業者を支援することで、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>② し尿浄化槽は、各事業場等から発生する汚水を処理し、公共用水域の水質保全を図るために設けられるものであり、こうしたし尿浄化槽の整備の促進を通じて、公共用水域の水質保全を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 船舶廃油処理施設は、「MARPOL 条約」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」において、船舶からの油等の排出が禁止されていること等に対応して、船舶において生じた廃油を受入処理するため必要不可欠な施設である。</p> <p>同法においては、廃油処理施設の最終的な整備主体として、港湾管理者たる地方公共団体を位置づけているが、一義的に廃油処理を行うこととなる民間事業者による廃油処理事業については、国土交通大臣の許可に係らしめており、これにより、民間活力を活用した効率的な船舶廃油処理施設の整備・維持を行いつつ、海洋環境保全の確実な実施を担保している。</p> <p>我が国の廃油処理の大部分は民間事業者が担っているのが現状であり、また廃油処理事業者に対しては、法律に基づき、差別的取扱いの禁止(原則として廃油処理を引き受けなければならないこと等)等が課せられているなど、その役割において高い公益性・公共性を有している。海洋環境の保全及び公害の防止(条約遵守及び法目的達成)に向けては、こうした民間事業者による船舶廃油処理施設の整備・維持の取組みを促進することが効果的かつ重要であり、本政策目的達成のためには、本特例措置が必要である。</p> <p>また、自動車整備業では公共用水域の汚濁を防止するため、事業者に対して廃油処理装置等の設置を指導し、公害防止を図っているが、当該装置そのものは収益性の低い装置であるため、廃油処理装置等の設置を促進するためには、本特例措置が必要である。</p> <p>② 公共用水域の水質保全の必要性が高まる中、さらなる水質基準の強化が社会的に求められているところ。水質汚濁防止法においては、一定規模以上のし尿浄化槽について通常の排水基準よりも厳しい水質基準が課せられることになっているが、平成 13 年 7 月の水質汚濁防止法の規制対象物質に硝酸性窒素等の新たな物質が追加、さらに 18 年 12 月にも上記排水規制項目のひとつである亜鉛含有量の水質基準が強化されたこと等により、今後も新たなし尿浄化槽の整備を行う必要のある事業者が引き続き増加することが予想される。</p> <p>また、環境基本法第 22 条で、国は環境負荷活動を行う者に経済的な助成措置を講ずるよう努めることとされており、国の責務として本特例措置を延長することが必要である。</p> <p>更に、し尿浄化槽の設置には多額の費用を要するため、設置する事業者にとって相当の経済的負担となるとともに、その施設そのものは収益性の低い施設であるため、し尿浄化槽の設置を促進し、前述の政策目的を達成するためには、法令による規制の他、本特例措置の延長により、し尿浄化槽への投資を行うように誘導させることが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○MARPOL 条約附属書 I 第 6 章第 38 規則 A 特別海域外の受入施設</p> <p>○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 36 条、第 44 条</p> <p>○水質汚濁防止法第 25 条</p> <p>○社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）</p> <p>第 2 章 社会資本整備のあるべき姿</p> <p>2. 各プログラムの内容</p> <p>プログラム 7. 健全な水環境を再生する</p> <p>○実施すべき事業・施策（水質の改善）</p> <p>良好な水質を確保するため、汚水処理施設の整備を推進するとともに、雨天時に尿尿を含む未処理下水が放流されることによる水質汚濁や悪臭などが問題となっている合流式下水道について、その汚濁負荷を分流式下水道並みに改善するよう支援していく。</p> <p>公共用水域のうち、特に水質改善が遅れている湖沼や閉鎖性海域については、地方自治体・下水道管理者・河川管理者等の流域の関係者による適切な役割分担の下、下水道施設の整備や富栄養化の原因となる窒素やりんを除去する高度処理を推進するとともに河川の水質浄化事業等の取組を実施していく。</p>	
	政策の達成目標	海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁を防止し、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2 年間（平成 28 年度～平成 29 年度までの間）	
	同上の期間中の達成目標	海洋汚染の防止や公共用水域の水質汚濁防止のため、船舶廃油処理施設やし尿処理施設等の整備を促進し、効率的に廃油処理能力を維持することにより、公共用水域の水質の保全及び公害の防止を図る。	
	政策目標の達成状況	船舶廃油処理施設やし尿処理施設等の整備は、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。	
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込台数：約 500 台 適用事業者の範囲：約 8.7 万事業者	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>政策目標の達成に向けては、排水基準に適合した効率的かつ確実な油水分離等を行う必要があるところ、事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置が活用されることにより、効果的な海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止が可能となることから、効果は高いといえる。</p> <p>また、公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きいことから、生活排水対策も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p>	
		ページ	43-3

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	<p>① 廃油処理事業者は、船舶廃油処理施設について、技術上の基準に適合するように維持することを法律で義務付けられており、本特例措置により、新設される同施設に対する固定資産税を軽減することは、同施設の維持に係るランニングコストの低減に資し、効率的な廃油処理能力の維持を可能とすることから、補助金等による一度のみの補助と比べても妥当である。</p> <p>また、廃油処理事業者は、法律に基づき、差別的取扱いの禁止（原則として廃油処理を引き受けなければならないこと等）等が課せられているなど、その役割において高い公益性・公共性を有しており、条約遵守や法目的達成に向けては、民間事業者による船舶廃油処理施設の整備・維持の取組みを促進することが効果的かつ重要である。</p> <p>自動車整備業者についても、廃油処理装置等は非収益投資である一方で、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公共用水域の水質汚濁防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。自動車整備業者は全国に相当数存在することから、税制上の特例措置によることが適当である。</p> <p>② し尿浄化槽は非収益投資である一方で、外部経済性を有し、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動をおこなっていることから、公害防止の取組みをより加速するインセンティブが必要となる。他方、し尿浄化槽は全国に相当数あり、この措置として個々の資産取得者を個別に捕捉し、予算上補助していくことは行政の効率性の観点から非効率的であることから、税制上の特例措置によることが妥当である。</p> <p>また、対象となるし尿浄化槽は法律で位置づけられたものに限定されており、必要最小限の対象に限定している。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p><過去5年間の本特例措置の適用実績> 平成21年度：323台（うちし尿浄化槽関係93基） 平成22年度：322台（うちし尿浄化槽関係101基） 平成23年度：358台（うちし尿浄化槽関係96基） 平成24年度：237台（うちし尿浄化槽関係62基） 平成25年度：296台（うちし尿浄化槽関係78基）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置 ① 適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格） ② 適用総額（千円） 516,557,397の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>水質分野の環境基準について、海域におけるBOD、COD等の環境基準達成率は昭和49年に70.7%であったものが、平成25年度には77.3%となっており、海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率については、平成7年度は22.2%だったものが平成25年度には88.6%となる等、海域における水質環境の改善が行われてきた。 また、廃油のリサイクル率について、平成10年度に27%であったものが、平成24年度には39%と向上している。 事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置があることにより、事業者の負担が軽減され、船舶廃油処理施設等の整備・維持が促進されており、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。 また、公共用水域の水質汚濁は生活排水由来の汚濁による影響も大きく、生活排水対策等も重要であり、本特例措置は生活排水の排出者がその排水水質を改善するのに直接影響を与えるものであることから、効果は高いといえる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>【廃油処理施設関係】 海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止のために、廃油処理施設等の整備及び維持を一層促進することにより、地球環境を保護し、公害の防止を図ることを目標としている。 【し尿浄化槽関係】 必要な事業場に100%除害施設が設置されるなど、污水处理設備等の適切な設置がなされることにより公共用水域の水質の保全が図られることを目標とする。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>水質分野の環境基準について、海域におけるBOD、COD等の環境基準達成率は昭和49年に70.7%であったものが、平成25年度には77.3%となっており、海域における全窒素及び全燐の環境基準達成率については、平成7年度は22.2%だったものが平成25年度には88.6%となる等、海域における水質環境の改善が行われてきた。 また、廃油のリサイクル率について、平成10年度に27%であったものが、平成24年度には39%と向上している。 事業者の大半が経営基盤の脆弱な中小企業で占められる中、本特例措置により、事業者の負担を軽減することで、効率的な廃油処理能力の維持が可能となり、海洋汚染防止や公共用水域の水質汚濁防止に寄与している。また、し尿処理施設についても、公共用水域の水質保全に寄与している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和51年度の時限措置化以降概ね2年毎の延長（昭和54、56、58、60、61、63、平成2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24、26年度） 平成4年度（優良更新：非課税→1/2） 平成8年度（新規施設：非課税→1/6） 平成14年度（優良更新：1/2→2/3） 平成22年度（新規施設：1/6→1/3、優良更新：2/3→なし） 平成26年度（新規施設：大臣配分又は知事配分資産 1/3、その他の資産 1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）</p>
<p>ページ</p>	<p>43—5</p>